

議第27号

三島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を

改正する条例案

三島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年三島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条の3の見出し及び同条第1項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第2中

ウ
建築物の建ぺい率の最高限度

を

ウ
建築物の建蔽率の最高限度

に改め、同表三島駅北口

周辺地区計画区域の部商業・業務施設地区（A地区）の項中「別表第2（り）の項」を「別表第2（ぬ）の項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年2月20日提出

三島市長 豊岡 武士